

第5回教育委員会会議

1 日時 令和7年3月26日（水） 午後3時30分～午後4時30分

2 場所 大阪市役所本庁舎地下1階 第11共通会議室

3 出席者

多田 勝哉 教育長

平井 正朗 教育長職務代理者

大竹 伸一 委員

赤木 登代 委員

長谷川 葵 委員

藤巻 幸嗣 教育次長

臣永 正廣 西成区担当教育次長

福山 英利 教育監

松田 淳至 総務部長

松浦 令 政策推進担当部長

近藤 律子 学校環境整備担当部長

上原 進 教務部長

大西 啓嗣 指導部長

村川 智和 学校運営支援センター所長

橋本 洋祐 総務課長

有上 裕美 連絡調整担当課長

笹田 愛子 学校適正配置担当課長

上田 慎一 教職員人事担当課長

藤堂 秀和 教職員給与・厚生担当課長

片山 雅之 インクルーシブ教育推進担当課長

松田 大 学校運営支援センター事務管理担当課長

伊藤 純治 教育政策課長

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

(1) 教育長より開会を宣告

(2) 教育長より会議録署名者に平井委員を指名

(3) 案件

議案第32号 大阪市奨学条例施行規則の一部を改正する規則案

議案第33号 大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案

議案第34号 教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

議案第35号 教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

議案第36号 大阪市教育局教育長専決規則の一部を改正する規則案

議案第37号 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について

議案第38号 大阪市いじめ対策基本方針の改訂について

議案第39号 職員の人事について

報告第11号 通級による指導の学びの場について

協議題第6号 「大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進のための指針」の改正について

なお、議案第39号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、報告第11号及び協議題第6号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第32号「大阪市奨学条例施行規則の一部を改正する規則案」を上程。

村川学校運営支援センター所長からの説明要旨は次のとおりである。

まず、「大阪市奨学費」について、昭和24年度から、経済的に就学が困難な高校生に対し

て、授業料以外の学用品費等を対象に行っている給付型の奨学金である。平成26年度に大阪府が「奨学のための給付金」を創設したことから、大阪市奨学費では、府の給付金では支給されない、具体的には、「通信制の高校へ通う生徒の大阪府給付金等との差額部分」や「児童福祉施設に入所している生徒等」を対象としている。このたびの改正の趣旨は、この「大阪市奨学費」の申請手続き等における在籍証明の取扱いや様式の変更等である。詳しい説明は、担当課長の方からご説明させていただく。

松田学校運営支援センター事務管理担当課長からの説明要旨は次のとおりである。

議案2ページをご覧ください。今回お諮りする規則の改正は、1、改正の趣旨及び理由にあるとおり3点ある。まず、(1)在籍状況の確認方法の変更について、大阪市奨学費の申請は、これまで、申請者から在籍校に紙の申請書を提出いただき、在籍校が、在籍証明を付して教育委員会に申請していたものを、令和6年度からオンライン申請の導入にあわせ、申請者が直接、教育委員会に申請するよう変更した。この申請方法の変更に伴い、在籍確認を、教育委員会から在籍校に照会を行う形に変更するよう、規則を改めるものである。2ページ下段にある改正内容の(1)にあるように、添付書類の「在学証明書その他申請者が在学していることを証明する書類」を定めた規則の第4条第2号を削除し、「教育委員会から学校へ在籍照会する旨」の規定を同条第2項、第3項として新たに追加を行い、照会様式として第2号様式「大阪市奨学費申請者在籍確認表」を新たに追加している。また、様式第2号の追加に伴い、様式の号数を以降1号ずつ繰り下げている。改正前後の対照表は、4ページ以降となるのでご参考いただきたい。

次に、2ページ中段(2)生活保護法による、高等学校等就学費等審査に必要な申請者の情報の取得にかかる同意についてであるが、大阪市奨学費の審査では、生活保護受給を始め、審査に必要な個人情報の取得は、募集要項及び取扱要領に、教育委員会が関係行政機関から情報提供を受ける旨記載していることから、申請を以て同意とみなし、関係機関への照会を行ってきた。今般、福祉局から、申請書にも、申請者の同意を明記するよう要請があったことを踏まえ、規則に定める様式を改めるものである。改正内容は、2ページ下段のとおり、第1号様式に、教育委員会から申請者の在籍校や関係行政機関に必要な情報の照会を行うことを示し、申請者がそれに同意したうえで申請を行う旨の記載を追加している。

最後に、(3)その他について、3ページ、改正内容の(3)のとおり、第1号様式につ

いて、昨今の通帳レス口座に対応し、「口座振替の申出」に関する注記を「通帳の写し」以外の資料も添付できる旨に改めるとともに、「収入・所得（税情報等）の確認方法」中の表記を、「市民税・府民税・森林環境税証明書」への変更に対応し、改めている。本日も承認いただければ、本規則は令和7年4月1日施行としたいと考えている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第33号「大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案」、議案第34号「教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案」及び議案第35号「教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案」を一括して上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

それでは、議案第33号、第34号、第35号を、一括してご説明する。

議案第33号の2ページをご覧ください。本件は、学校園に勤務する技能労務職員が対象となる「大阪市立学校職員就業規則」と、議案第34号の学校園に勤務する臨時的任用職員が対象となる「教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」、議案第35号の学校園に勤務する会計年度任用職員が対象となる「教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」をそれぞれ働き方改革の観点からほぼ同趣旨の改正をするものである。議案第33号の2ページの2番の改正の趣旨及び理由であるが、妊娠障害休暇について、本市では、働きやすさと働きがいのある魅力ある職場をめざし、安心して出産・子育てをすることができる職場環境を整備するため、妊娠中の女子職員1人1人のニーズに応じて、職員が安心して働き続けることができるよう、妊娠障害休暇の取得可能日数を「7日」から「14日」とすることとしたため、所要の改正を行うものである。

次に、子の看護休暇については、国家公務員において、令和7年度より、学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に伴うその子の世話をを行う場合及び子の学校行事に参加する場合が追加されることとなった。このことを受け、本市においても同様に、全職員を対象に子の看護休暇の取得事由を追加することにより、職員の多様なニーズに対応し、職員の家庭生活の充実を図ることとしたため、所要の改正を行うものである。そういった同内容の改正が第33号、第34号と続いてまいるが、第35号については追加の内容があるので

議案第35号の2ページをご覧ください。2番の改正の趣旨及び理由の(3)が別の改正内容になっていて、こちらも国家公務員において、子の看護休暇等の取得要件で定めている6月以上の任期又は継続勤務の要件を緩和し、任期の短い非常勤職員についても採用当初からこれらの休暇が取得可能となった。このことを受け、本市においても同様に、働き方改革を進める中で会計年度任用職員の働きやすさについて考慮し、子の看護休暇、出生サポート休暇及び短期介護休暇の取得要件を緩和することで、職員の仕事と家庭生活の両立を促進することとしたため、所要の改正を行うものである。

施行期日は、いずれの改正も令和7年4月1日としている。なお、施行日前に使用された妊娠障害休暇は、改正後の規則の規定による妊娠障害休暇として使用されたものとみなすこととする。また、教員などの非現業の正規職員については、市長部局において当局と同様に必要な規則を改正する予定である。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

議案第36号「大阪市教育委員会教育長専決規則の一部を改正する規則案」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案書2ページ、「1 改正の趣旨及び理由」をご覧ください。教育委員会会議の議論を充実させ、より有意義なものとするために、教育委員会会議に付すべき案件について整理する必要があることから、本規則の改正を行うものである。

具体的な改正内容については、「2 改正内容」に記載のとおり、懲戒に関することを、教育長の専決事項に変更するものである。懲戒処分決定については、公平性・公正性を確保するため、民間委員を含めた外部の有識者で構成する第三者機関である「大阪市人事監察委員会」の意見を踏まえることとなっており、専決事項に変更したとしても懲戒権の逸脱・乱用を防ぐ仕組みが整えられている。また、教育委員会会議では、懲戒処分の決定や処分量定ではなく、再発防止措置や懲戒処分を受けた職員の行為による被害者へのケアが主に議論されていることを踏まえて、懲戒処分に関することを教育長の専決事項に変更し、教育施策の大綱など、より重要な議論に時間を費やすことができるように会議の運用の効率化を進めるものである。なお、下の四角囲みの参考にあるように、教育長専決により対応した懲戒処分の実施状況については、学期ごとに取りまとめたものを、年3回、教育委員会会議でご報告するようにする。報告内容については、報告期間中の懲戒処分の件

数、処分内容及び注意喚起文の発出などの対応や取組を考えている。なお、教育委員会事務局及び学校以外の教育機関に勤務する職員の懲戒処分については、別途報告をさせていただく。

「３ 施行期日」にあるように、以上の改正について本日も承認いただいたら、４月より新たな運用を開始したいと考えている。３ページは、「大阪市教育委員会教育長専決規則の一部を改正する規則案」として、改正前後を対比してまとめたものであるので、ご参照いただきたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第37号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案書の２ページをご覧ください。１名の弁護士を新たに委員に委嘱するものである。今回、新たに委嘱する方は、弁護士の松本千賀様である。委員の任期に関しては、７ページに参考に付けている「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則」第３条第１項で２年と定められているため、本日も承認いただいたら、令和７年４月１日から令和９年３月31日といたしたい。選任理由は、松本氏は、大阪弁護士会の「子どもの権利委員会」に所属され、子どもの権利に関わる幅広いご見識をお持ちであり、いじめを始めとする子どもの権利に関わる事案の対応経験が豊富であることに加え、本市の第三者委員会の専門委員として活動された経験もある。以上の点から、本委員会の委員に適任であると考えている。

次に、議案書の３ページをご覧ください。４名の弁護士委員、２名の臨床心理士委員及び２名の教育専門家委員を引き続き委嘱するものである。今回委嘱する方は、議案書３ページの表をご覧ください。引き続き委嘱する委員の任期であるが、表の安藤委員から柳本委員までについては、令和７年４月１日から令和９年３月31日、岸本委員については、令和７年４月１日から現在担当している調査審議事案終了までといたしたい。引き続き委嘱を行う理由としては、いずれの委員も、この間、複数の本市のいじめ重大事態調査において、滞りなく調査を遂行いただいていた、資質として適任であること、またいずれの委員も現在も調査中の事案にも携わっていただいていることから、引き続き委嘱を行

うものである。なお、議案書の５ページに委員の一覧を記載しているので、ご参照いただきたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【多田教育長】 総勢何名の先生方がおられますか。

【有上連絡調整担当課長】 常設委員は現在35名の委員がおられまして、今回新たに1名を追加し、また任期満了で退任される方が2名おられるので、34名となります。

【多田教育長】 ありがとうございます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第38号「大阪市いじめ対策基本方針の改訂について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案書の２ページをご覧ください。令和７年４月１日付けで、大阪市いじめ対策基本方針の一部を改訂するものである。本件は令和６年８月に改訂された文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえ、本市基本方針の改訂を行うもので、改訂案の検討に際しては、常設しているいじめ第三者委員会の委員の皆様からご意見をいただきながら、作成してまいったところである。

改正内容について、大きく２点ある。まず、１点目は、令和６年８月に改訂された文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」において、児童生徒・保護者から申立てを受けた場合に、いじめに関する事実関係の確認を行った結果、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、いじめ防止対策推進法による重大事態調査を実施するという例外規定が明記された。この事実確認が必要な場合には、本市基本方針の「２（４）②重大事態の報告・申立て」の局面で実施していること、その結果を踏まえて適用される例外規定は本市における重大事態該当性の判断にあたっての重要な規定であり、市基本方針においても規定しておくべきであることを踏まえ、今回、「２（４）②重大事態の報告・申立て」に例外規定の追記を行うものである。次に２点目は、先ほどご説明した１点目の整理により、市基本方針上における重大事態該当性の判断の局面がより明確になったことを踏まえて、同項目における重大事態の発生にかかる表現について、

修正を行うものである。それに加えて、いじめ重大事態調査に関しては、法の要請により、重大事態が発生すれば必ず実施するものとされていることを鑑みると、初動調査開始時における調査中止の要件規定については、適用が想定されないことから、削除とする。基本方針の改訂内容に関しては、議案書4ページ及び5ページに新旧対照表を、20ページ及び21ページに基本方針の各々の改定部分を下線でお示ししているので適宜ご参照いただきたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【長谷川委員】 文言の具体的な内容について確認させてください。新旧対照表でいくと2の(4)の④のところ、以前は校長からの報告と児童保護者からの申立てがあった場合、ただし一部の場合を除くものが調査を実施することとなっていたものを、今回の改訂では重大事態が発生した場合となっていますが、具体的に校長からの報告、保護者からの申立て、除外規定の部分というところからしてどれがここで当てはまるのかということをお教えいただけますか。

【有上連絡調整担当課長】 ④における重大事態と申しますのが、校長から重大事態として報告があったもの、併せて保護者から申立てがあった場合に例外規定に該当するかどうかを確認して例外には該当しないと判断されたものにつきまして、重大事態として④における調査の対象になるという整理をしております。

【長谷川委員】 ありがとうございます。そうすると今までは校長が教育委員会に報告すべき事案の中から一部は除いたものが調査対象という仕組みだったものが、校長が教育委員会に報告する部分と初動調査を行う部分というのが一致していることになったということでしょうか。

【有上連絡調整担当課長】 学校が事案を把握しており、重大事態だと判断しているものについては報告があがってくるということはこれまでも同様でございます。併せて保護者からの申立てがあり、仮に学校がその事案を把握していない場合には当然学校としてまずはいじめ対策防止推進法第23条にある調査を行うということになります。その中で疑いがあれば当然重大事態として取り扱うということで報告をしますので、それも含まれるということになります。学校が第23条の調査をした中で、いじめ行為が起り得ないような状況が確認され例外規定に該当するものは調査対象から除かれるという趣旨になります。

【長谷川委員】 ありがとうございます。理解しました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第11号「通級による指導の学びの場について」を上程。

大西指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

資料の2ページをご覧ください。本市における障がいのある児童生徒の学びの場は、合理的配慮を受けながら指導を受ける「通常学級」、特別の教育課程による指導を受ける「特別支援学級」、そして通常学級に在籍しながら、通級により指導を受ける「通級による指導」といった、あらましをお示ししたものになっている。このうち「通級による指導」の本市における開設、拡充計画については、令和5年3月の教育委員会会議において説明をしたが、このたび、「通級による指導」における国の制度である教員数の基礎定数化の確定等によりこの開設、拡充計画の進め方を変更することとしたので改めてご説明をする。

資料3ページをご覧ください。本市において、本来、「通級による指導」の対象である児童生徒も「特別支援学級」に在籍し指導支援を行ってきたが、国の方向性を考慮し、これまで開設していた他校通級17校に加えて、すべての小中学校等で、自校において「通級による指導」が受けられるよう、令和8年度までに全ての小中学校等に開設する予定としていた。しかしながら国の考え方として、国の基礎定数化が13名を超えると担当教員が1名配置と確定したこと、また本市全体による「通級による指導」の対象となる児童生徒数が当初見込み数より下回る状況があることなどから令和7年度は、新規開設校を含めた271校には教員が全配置できるものの、令和8年度、開設最終予定年度においては、新規開設校を含む多くの学校で「通級による指導」の学びの場を設置するものの、対象となる児童生徒が13名に満たない場合、近隣の学校に配置された通級指導担当の教員が巡回という形で通級による指導を行う巡回通級となることが想定される状況となった。資料4ページをご覧ください。そのような状況を踏まえて現計画では令和8年度開設校も含めた約150校が巡回通級を行うことになることから、令和8年度に開設を予定していた学校を令和10年度までの3ヶ年に分割する計画に変更をして、その間効果検証を重ねながら緩やかに拡充してまいりたいと考えている。開設予定年度が変更となる学校現場の混乱は大きいと予想される。したがって、令和8年度から、令和9、10年度に開設年度が変更となる学校についてはただいま調整しているところである。調整が終わり次第当該校には速やかに周知してまいりたいと考えている。なお今回の変更によって課題となる点については、昨

年度各学校から在籍児童生徒の保護者へ、在籍校での通級による指導の開設予定年度を周知した。その年度が変更となることから当該の学校については、教育委員会より丁寧な説明を行っていくとともに、教育委員会で作成した通級による指導の開設年度変更の周知文を、各学校から在籍するすべての児童生徒保護者へ配付したいと考えている。資料5ページは今回開設計画の変更を踏まえたスケジュールをお示ししたものとなっている。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 事前に説明いただいた時も追加で詳しい説明を求めたのですが、まだ少しわかっていないところがあります。教員養成大学に勤めていますが、学校現場の経験がないものですから。つまり、「通常学級」「特別支援学級」そして「通級による指導」という際に、現実になにが行われているのかということがわかりません。イメージでは「通常学級」に所属しているけれども配慮が必要である子どもは「インクルーシブ教育」といわれる場合では、その場で補助の人たちなどによって随時サポートを受けているのかなと思っています。しかしながら、3ページのところでは「通級による指導」の対象であるけれども、これまでは「特別支援学級」にその必要はないけれども所属していたが、今回「通級による指導」に変更していくのだと。つまり「通級による指導」というのがイメージできなくて、これは子どもたちを取り出して、この子どもたちだけ特別な配慮、特別な指導が必要なので受けるということですか。それならば、どのくらいの頻度で指導を受けるのか、たとえば、個別にこの子は算数の時間だけは外に出るとか、どういうことなのか具体例が出てこないのので、例をあげて説明していただけると助かります。よろしくお願いします。

【大西指導部長】 これまでということで資料3ページの上段に書いておりますものにつきましては、本市におきましては通級による指導をこれまでは他校通級ということで市内の17校にのみ開設したところで、通級による、先ほど委員がおっしゃられたような抽出というような形での支援を進めてございました。それをそれぞれの学校において自校通級というような形での学びの場を開設していくというのが今回の変更のまず大きな枠組みとなっています。その中で頻度なり支援の在り方につきましては、様々、それぞれの児童生徒の状況によりますので月1回という仕組みのものから、週8時間というような様々な状況に応じて抽出をして自立活動をするということは各学校の方で計画をしながら進めるところになってございます。

【赤木委員】 ありがとうございます。通級による指導を行える教員が少ないということですね。それどころか配置されないところもあるということで、月1回とか少ないですよ。これからそれを始めて、今後拡大していくということですね。実際の指導は個別に児童生徒によって違うということですが、とにかくこれから拡大していくということで理解しました。またお伺いすることがあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

【大竹委員】 巡回で指導するということと、巡回ではなくて自分の学校は13名いるから配置してということで指導の差ということはでてくるのでしょうか。

【片山インクルーシブ教育推進担当課長】 指導の差を必ず埋めるような手立てがあると思っています。もちろん自校に在籍している児童生徒は、常日頃から関わりがある中で通級による指導を行います。巡回であると、いつもその担当教員が学校にいるわけではなく、その学校に行って指導が必要な児童生徒に対して、指導を行うという形態になる中で、ご心配いただいているように少し差が出てしまうのではないかと、私どもも懸念しているところでございます。できるだけ差がでないように、巡回通級のチーム作りをしながら、対象となる児童生徒を指導支援していくような取組を、例えば、京都市や堺市がこれまで長い年月をかけて実施している事例もございますので、それらを参考にしながら進めてまいります。しかし、本市は児童生徒数が他都市とは全然違いますので、そのあたりを加味して、新しい実施方法を数年間かけて検討をし、学校で児童生徒が困らないように進めてまいりたいと考えております。

【多田教育長】 5ページの今後のスケジュールをご覧いただいて、当該の子どもたち、保護者の方々への説明会については、スケジュールについて予め示しているところから今回計画が少し延びるということになりますが、実際にはこの表の中でどこから始まるというふうに考えればよろしいでしょうか。

【片山インクルーシブ教育推進担当課長】 先日、各小学校長には全てお伝えしております。令和7年4月の事業説明会で改めて詳しくご説明した後に、変更になる学校については、保護者へ手紙を配っていただくという段取りで進めたいと考えております。

【多田教育長】 はい、わかりました。個別にいろいろな事案があれば、事務局の方から丁寧な説明をするという理解でよろしいでしょうか。

【片山インクルーシブ教育推進担当課長】 はい。そうでございます。

協議題第 6 号『『大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進のための指針』の改正について』を上程。

近藤学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

この「指針」の改正案について、本日は協議題としてご審議いただき、ご意見を頂戴した上で、改めて議案として上程したいと考えている。

それでは、議案書 2 ページ、1、改正の趣旨及び理由をご覧いただきたいと存じる。1 段落目から 3 段落目では、中学校の配置の適正化の推進にあたり、条例及び規則を改正してきた経過等を記載し、4 段落目に、本指針の策定目的を記載している。本指針は、条例・規則とあわせて本市の学校配置の適正化の基準と進め方を公表することで、市民への説明責任を果たすことを目的に策定しており、中学校の配置の適正化を進めていくにあたり、今般、これを改正するものである。

次に、2、主な改正の内容について、指針の改正案は、議案書の 7 ページ以降に、改正後の条例・規則は 31 ページ以降に、現行の指針は 36 ページ以降にお付けしている。必要に応じて、ご参照いただければと存じる。

それでは、議案書 2 ページにお戻りいただいて、まず、2 の「(1) 指針の構成の変更」と「(2) 現行指針の時点更新及び中学校に関する内容の追記」についてご説明する。3 ページに構成に係る新旧対照表をお付けしているので、合わせてご覧いただければと存じる。まず、構成について、全体を 5 部構成としている。今回の改正のメインとなる、中学校の配置の適正化にかかる内容は、第 4 部として追記している。詳しくは、後ほどご説明する。そのほか、現行指針の「指針策定の趣旨」を「はじめに」とし、本市の学校配置の適正化に関する考え方や現状等を記載し、現行指針の「Ⅰこれまでの経過」、「Ⅱ児童数の推移及び現状」をそれぞれ第 1 部、第 2 部とし、中学校に関する内容の追記、数値の更新等をしている。また、現行指針の「Ⅲ適正化に向けた今後の推進のための基本的な考え方」、こちらは、小学校の適正配置対象校の区分等を記載している章となるが、これを第 3 部とし、今回の条例等の改正で整理した内容に修正するとともに、第 4 部の追加に合わせて構成を調整している。また、各項目の表現も市民への説明責任が、より果たせるものとなるよう変更している。

続いて、第 4 部の中学校に係る内容について、ご説明する。議案書の 4 ページ「(別紙 2) 第 4 部の主な内容」をご覧いただきたいと存じる。ここでは、中学校独自の記載内容、及び、この間、委員の皆様から頂戴したご意見を踏まえた記載内容等を中心にまとめている。

まず、Ⅰの「1 適正配置対象校」については、四角囲みにあるとおり、規則第3条第2項の区分を記載している。次に、「2 その他対象」であるが、中学校については、規則において、6から8学級等の学校のうち、「教育委員会が生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るため統合又は通学区域の変更の必要があると認めるもの」は適正配置の対象とすることとしている。この規定に至った背景として、大阪市学校適正配置審議会のワーキング会議において、配置の適正化を進めるにあたっては、まず小学校の取組を着実に進めること。中学校の適正規模については、教科担任制を踏まえ9学級とすることが望ましいが、小学校の基準、本市の中学校の規模の状況等も勘案し、適正規模を下回る学校をすべからず適正配置対象校とするのではなく、適正規模を下回る学校と適正配置の対象となる学校を分け、教育環境上喫緊の課題である単学級（5学級以下）の解消を優先して着手すること。6から8学級等の学校については、学級数や生徒数の推移を勘案して、特に課題があると認められる場合に取り組むこととの整理がなされていて、これを踏まえたものとなっている。では、規則で規定する「教育委員会が必要と認めるもの」とはどのようなものかということが議論になってくるので、指針では、その事例を記載している。具体的には、①生徒数が急激に減少することが見込まれる場合、②授業や学級活動、一定の集団規模が必要な教育活動等に課題がある場合、③小学校の学校再編に併せて、進学先となる中学校も含めた一体的な再編を行うことが望ましいと判断される場合、このような場合は、適正配置の対象とすることとしている。

議案書5ページに進んでいただいて、「Ⅱ配置の適正化の手法と考え方」をご覧ください。項番の1・2・4は、小学校と同様の内容となるため、ご説明は割愛させていただき、「3配置の適正化において満たすべき条件」のひし形印の3つ目をご覧ください。統合の条件として、通学距離は規則で3km以内と規定したが、この間、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、区および事務局関係部署によるワーキンググループで検討を重ね、再編により通学距離が長くなる場合について、ひし形印の4つ目、通学距離が2km超となる生徒を対象に、負担軽減策を検討することとしている。具体的な方法としては、安全面を最も重視し、「①公共交通機関の利用（無料乗車証等の交付）」を原則とし、これにより難しい事情がある場合は、個々の学校の状況に応じ、「②スクールバスの運行」、「③自転車の利用」から最適な方法を検討することとしている。次に「5配置の適正化に係り検討すべき配慮事項」についてであるが、教育委員会事務局として検討すべき配慮事項と、学校として検討すべき配慮事項に分けて記載している。教育委員会事務局が検討すべき配慮

事項としては、学校の意向も踏まえて教室改修等を検討すること。教員の配置や専門職との連携等について、実情にあわせて助言等の支援を行うこと。高校入試について、統合前の準備段階から丁寧に情報を提供すること。不登校や日本語指導を必要とする生徒など、個別の支援を要する生徒について、学校間での情報共有やハード・ソフト両面から支援策を実施すること。学校が帰宅時間等も考慮した部活動のあり方も検討できるよう支援すること。次のページに進み、学校が検討すべき配慮事項としては、統合前から対象校同士の交流活動を実施すること。配置の適正化までの間、ICT等を活用した合同授業の実施など、小規模校の課題の緩和を図る取組も進めること。学校の教育方針や、これまでに培った教育実績、文化などが新しい学校へ継承されるよう、配慮すること。統合により生じる小中連携にかかる教員の負担軽減のため、学校間で十分な調整を行うこと。としている。

最後に「6 その他」として、過大規模校等が生じた場合は、その課題の解消に努めることとしている。なお、冒頭にも申し上げたが、本指針改正案については、委員のみなさまよりいただいていた多くのご意見を正確に反映するため、まずは協議題として提案させていただいた。また、明日開催する審議会においてもご報告し、必要に応じて修正等を行った上で、新年度、速やかに教育委員会会議に議案上程させていただきたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【長谷川委員】 中学校の場合、小学校と違ってその他対象のところの判断が教育委員会として賛成できるようにというところは理解しています。ただ、例にあげていただいている生徒数の減少などはその通りだなと思いますが、もう1つの観点として中学校の場合、教科の先生の数が必要というのを聞いたことがあるので、先生の配置という観点からの何らかの具体例であったり、指針というのは必要ではないのでしょうか。

【近藤学校環境整備担当部長】 ありがとうございます。中学校の適正規模を9学級以上とした背景には、教科担任制に基づいた教員の配置という課題がございました。委員がおっしゃるとおり、8学級以下となった場合、配置される教員の定数だけでは教科担任制を維持することが難しくなる可能性もあるところでございます。しかしながら教職員人事担当にも確認をしましたところ、特別支援学級数の関係や加配等によりまして、現状ではそのようなケースはないということ、また今後も教科担任制が維持できなくなるような状況にはならないように配慮に努めていくということでございました。また兼務教員につきましては担任にはなれないという事情はあるものの教科指導等において兼務教員であっ

ても他の常勤教員と差異はないとのことで、学校再編が必要となるような課題とまでは言えないということから今回指針に事例としては記載しないことにしたところでございます。

【長谷川委員】 ありがとうございます。

【多田教育長】 明日、大阪市学校適正配置審議会も予定をしておりますので、その際にもそのようなご意見をいただきましたら、近藤部長の方からも説明しましたように、反映させたような形で再議案として上程させていただけたらと思っていますのでよろしくお願いしたいと思います。

議案第39号「職員の人事について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は懲戒処分を行うもので、被処分者は学校に勤務する会計年度任用職員である。処分内容は減給1月とする。事案の概要は、令和6年9月、大阪市内において客が既に乗っているタクシーに後部ドアから無理やり乗ろうとし、後部座席に乗っていた男性が抵抗したところその男性に対して暴行を働き、傷害の容疑で現行犯逮捕されたものである。なお、被害男性は軽傷で、被害届は提出されずに不起訴処分となっている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告